

## 高知広域都市計画地区計画の変更（南国市決定）

都市計画なんごく流通団地地区計画を次のように変更する。

### 1. 地区計画の方針

名 称	なんごく流通団地地区計画	
位 置	南国市三和琴平一丁目二丁目の全部並びに三丁目の一部	
面 積	約 26.71 ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>本地区は、南国市中心市街地より南方へ約5kmに位置し、高知新港、高知空港、四国横断自動車道南国ICに近く流通団地としての立地条件に恵まれた地区である。</p> <p>現在、流通団地開発が行われ、道路、公園、上水道等の基盤整備が完成しており、今後流通関連施設等の建設が行われる地区である。このため、地区計画を策定することにより当該開発主旨に沿った建築物等の規制誘導を積極的に推進し、周辺自然環境との調和を図りながら、流通団地としてふさわしい快適な環境と良好な景観を形成、保存することを目的とする。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区の土地利用を流通施設地区と関連施設地区とに適切に区分し良好な流通団地環境の形成、保全を目指す。</p> <p>流通機能施設の積極的な立地を図るとともに緑に囲まれた良好な流通施設地区の形成、保全を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>本地区における地区施設は、既に道路、公園、上水道等の基盤整備が完成しており、今後ともその機能、環境が損なわれないように維持、保全を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>良好な流通団地の形成、保全を図るために、次のことについて必要な基準を定める</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の用途の制限</li> <li>2 敷地面積の最低限度</li> <li>3 壁面の位置の制限</li> <li>4 意匠形態の制限</li> <li>5 垣又は柵の構造の制限</li> <li>6 敷地境界法面の利用及び敷地地盤高の変更を禁止する。</li> <li>7 地下水の取水は禁止する。(上水道のみ) ●</li> </ol>

2 地区整備計画

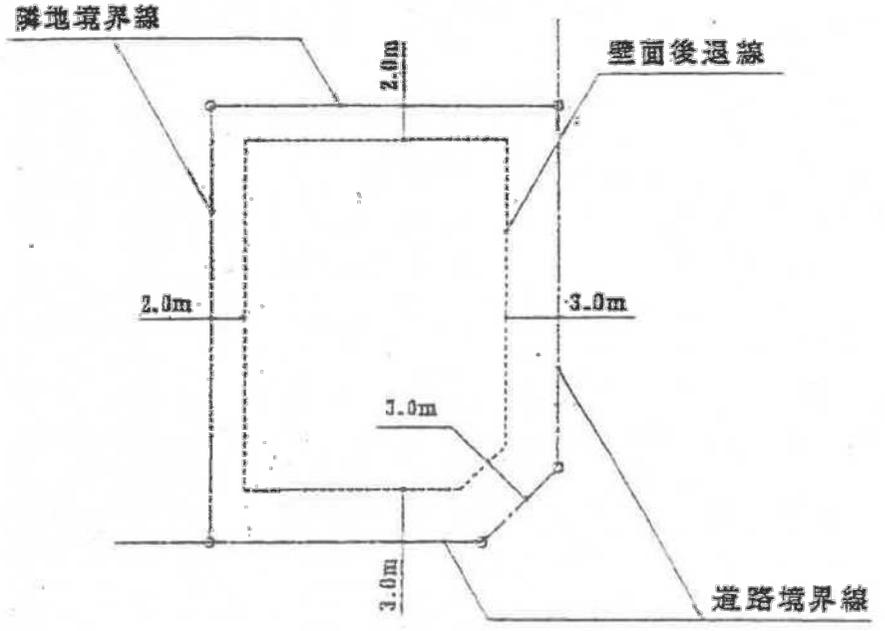
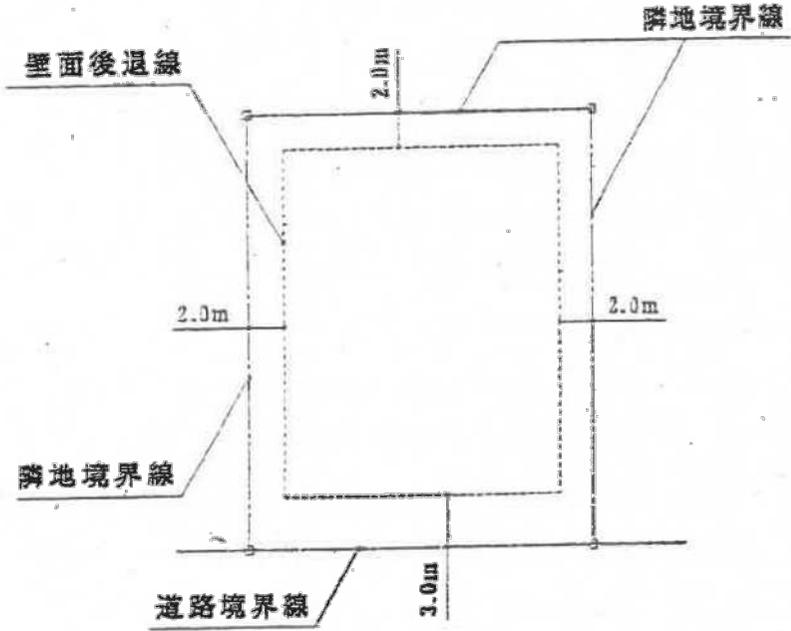
地区整備計画に関する事項	地区の区分	流通施設地区
		約 26.71 ha
	建築物等の用途の制限	<p>建築基準法別表第2(る)の項に掲げるもののほか次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅</li> <li>2 兼用住宅</li> <li>3 共同住宅、寄宿舍又は下宿</li> <li>4 学校、図書館その他これらに類するもの</li> <li>5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>6 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</li> <li>7 公衆浴場</li> <li>8 店舗、飲食店その他これらに類するもの(ただし、団地内企業の従業員等を対象とした500㎡以下の店舗、飲食店を除く)</li> <li>9 病院</li> <li>10 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</li> <li>11 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの</li> <li>12 ホテル又は旅館</li> <li>13 自動車教習所</li> <li>14 畜舎</li> <li>15 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの</li> <li>16 カラオケボックスその他これらに類するもの</li> <li>17 劇場、映画館、演劇場又は観覧場</li> <li>18 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li>19 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が300㎡を超えるもの(ただし、市長が計画区域の環境を害するおそれがないと認めたもの、または公益上やむを得ないと認めたものはこの限りではない。)</li> </ol>
敷地面積の最低限度	1,000㎡(ただし建築物等の用途の制限の8についてはこの限りではない)	
壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれにかかわる柱面から隣地境界線までは2m以上、道路境界線までの距離(以下「外壁の後退距離」という)は3m以上とする。</p> <p>ただし、次に該当する場合は制限を除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤面下に設けられる建築物等</li> </ul>	

地 区 整 備 計 画 に 関 す る 事 項	建 築 物 等	垣又は柵の 構造の制限	<p>垣又は柵を設置する場合は、次の各号に掲げる構造とする。ただし 門柱及び門扉については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高さ1m以上の生け垣</li> <li>2 高さ2m以下の透視可能なフェンス</li> <li>3 上記1、2を併せたもの</li> </ol> <p>ただし、幹線道路に面して巾2m以上（区画道路に面している場合 には1m以上）の植栽帯を設けない場合その道路面は、上記1とする。 *（道路については計画的に表示）</p>
	関 す る 事 項	建築物等の 形態又は意 匠の制限	<p>建物等の外観、意匠等は次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の外壁及び屋根の色彩は、けばけばしい色彩を避けた落ち 着きのあるものとし、周辺景観に配所したものとする。</li> <li>2 屋上設置の設備機器及び給水管、ダクト等は、出来るだけ見えな い工夫をし、建築物と一体的なデザインとする。</li> <li>3 屋上広告物は次の各号に掲げるとおりとする。 （1）地色はけばけばしい色彩を避け、周辺の景観に配慮をしたも のとする。こと。 （2）屋上広告物は設置しないこと。 （3）自己用に設置するものに限る。</li> </ol>
	関 す る 事 項	建築物の高さ の最高限度	13m

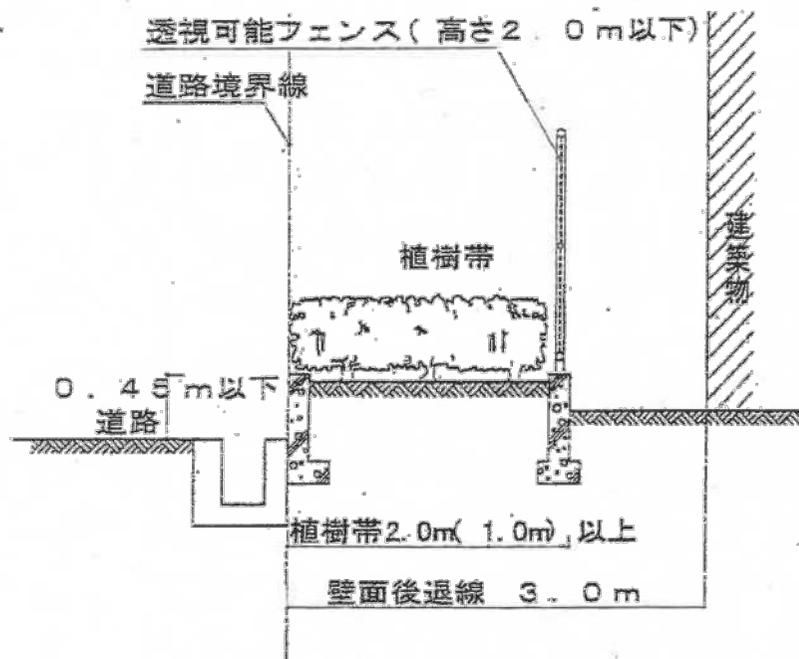
「区域は計画図書表示のとおり」

理由 良好な流通環境の形成と保存を図るため、地区計画を定めるものである。

なんごく流通団地地区計画



■ 幹線道路に面して植樹帯を設ける場合  
 「( ) 書きは区画道路に面する場合」



■ 植樹帯を設けない場合

